

第33回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年3月19日(木) 午後13時30分～

2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(14名)

1	山本伸男	2	山本弥須弘	3	篠崎英明	4	松浦 栄
5	中本 誉	6	兵頭正男	7	那須健一	8	山田耕二
9	清家壽秋	10	山下展輝	11	浅野剛志	12	毛利久志
13	兵頭知幸	14	谷口雄記				

4. 欠席委員(1名)

8	山田 耕二						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第122号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第123号 非農地証明願について

日程第4 議案第124号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

局長	奥藤 幸利	主幹	新谷 茂	主事	水代 康成
----	-------	----	------	----	-------

7. 会議の概要

事務局	(司会進行)
会長	(会長挨拶)
事務局	(司会進行)
議長	ただいまの出席委員は <u>13名</u> であります。山田農業委員、善家推進委員、より欠席の連絡を受けております。定数に達しておりますので、これより第33回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。
議長	これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。各委員のご協力をお願いします。
議長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に11番 <u>あさの たけし 委員</u> 、12番 <u>もうり ひさし 委員</u> 、以上の両委員を指名いたします。よろしくをお願いします。
議長	続いて日程第2 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。
議長	ここで、議長を会長職務代理者である <u>ひょうどうともゆき</u> 兵頭知幸委員に交代します。
	(議長交代)
議長 (兵頭委員)	議長を交代しました。
議長 (兵頭委員)	順位1番について、 <u>たにくちゆうき</u> 谷口雄記委員より説明願います。
谷口委員	議席番号14番 谷口です。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第122号 順位1番 説明】
谷口委員	3月12日に譲受人、田中推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第122号 順位1番 説明】
谷口委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 (兵頭委員)	ただ今、谷口委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ございませんか。
芝委員	はい。
議長	芝推進委員。
芝委員	推進委員の芝ですが、申請書の中にある樹園地の中に作付け予定作物が多肉植物とあるんですが、多肉植物は結構幅が広いんですが何を作られるのですか。
議長	休憩いたします。
議長	再開いたします。
谷口委員	多肉植物の種類や名前などが必要だったら今日のところは聞き漏らしているので、次回報告で、要するに観葉植物というかそういった感じのものであったのは確かなんですよ。畑の中に植えるとかではなくて、表現悪いんですけど庭先みたいところでポットに入れて植物を育て、そして育った植物を観葉植物のグループがあるみたいなんですけどそういう仲間を通じて販売していくということを聞いてます。種類までは聞いてきてないのでその点が必要であったら次回種類だけの報告はさせてもらって、今回この案件だけはかけていただきたいなと現地確認行った人間としてお願いしたいんですが。どうでしょうか。
芝委員	中身がどうこうもあるんですけど、単純に言うたらサボテンかなと思ったんですよ。それでもう一つはこの様式の中で樹園地の中に書いてあるんですが、農地の売買の分は地目は水田で現況は畑なんですよね。現況の中に多肉植物と入るんじゃないですか。これは樹園地になっているからいささかどうなのか。
議長	事務局。
事務局	はい。芝推進の言われる通り、今回樹園地のところに書くのではなく畑の方に書くのが正しいと思いますので、申請者の方に訂正していただくようお願いしておきます。以上です。
議長	谷口委員。
谷口委員	芝さん。言われる通りサボテンみたいなそんな形とかネットで調べてみると観賞用の植物みたいなので、その栽培についてはかなり前から研究され

	<p>ているみたいで、ぜひやっていきたいということやったんでそこら辺のことも考慮しながら皆さんで審議してもらったらと思いますが。</p>
議長 (兵頭委員)	<p>多肉植物いうたら葉っぱがないんですよねだいたい。葉っぱが無くてちょっと上に載つとるくらいな感じで、ものすごい種類は多いと思いますのでなかなか限定することは難しいと思いますけど。芝さん他にご質問ありますか。</p>
芝委員	<p>多肉植物がどうこうではないんですけど、ここの書き方として売買が水田で現況地目が畑のものをわざわざ樹園地を書くということは、永年性の多肉植物なのかと思ったんですよ。そうじゃなかったら、たぶん畑のところを書くのでいいのではないかと思ったんですよ。要するにここの書き方だけの問題です。</p>
谷口委員	<p>その書き方については、〇〇さんの御主人〇〇さんが当初、原型変更で埋め上げてその後に柚子を植える予定にされていた土地だったのですが、〇〇さんが申請されて間もなく亡くなられて、奥さんも高齢でそこを覗くことができなくなっていた土地なので、おそらく申請者自体が樹園地と書かなければいけないということで書いたのではないかと思います。とにかく土地が平面な土地であれば、栽培できる植物ということは聞いていますのですみませんが配慮願いたいと思います。</p>
議長 (兵頭委員)	<p>事務局からも樹園地については書き違いではないかと出ておりましたのでそういうことで芝さんよろしいでしょうか。</p>
芝委員	<p>はい。</p>
議長 (兵頭委員)	<p>他にご質問はございませんか。</p>
	<p>(質問、意見等なし)</p>
議長 (兵頭委員)	<p>ご意見もないようですので採決いたします。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。</p>
各委員	<p>(挙手)</p>
議長 (兵頭委員)	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。</p>

議長 (兵頭委員)	議長を谷口委員に交代します。
	(議長を交代。)
議長	議長を交代しました。
議長	順位2番について、兵頭知幸 ^{ひょうどうともゆき} 委員より説明願います。
兵頭委員	議席番号13番 兵頭です。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第122号 順位2番 説明】
兵頭委員	3月12日に譲受人、出口推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第122号 順位2番 説明】
兵頭委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
議長	毛利農業委員。
毛利委員	はい。議席番号12番毛利です。1つ訂正があるかと思えます。一番最初の議案書のところの順位2番の譲受人の就業者数が3となっておりますけど1ではないですか。
議長	事務局。
事務局	はい。毛利農業委員のおっしゃる通り3名ではなく1名ですので訂正をお願いいたします。失礼しました。
議長	他にありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いします。
各委員	(挙手)
議長	異議なしと認めます。

	よって、議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	順位3番について、 ^{まつうらさかえ} 松浦栄委員より説明願います。
松 浦 委 員	議席番号4番 松浦です。 議案第122号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第122号 順位3番 説明】
松 浦 委 員	3月12日に譲受人、杉本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第122号 順位3番 説明】
松 浦 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、松浦委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
議 長	山本農業委員。
山 本 委 員	議席番号2番山本です。位置図にある213-2の上にですね建物があるような形になってますが、この建物は例えば過去に農業用倉庫で200㎡未満で4条の転用ではなくて簡易な設備の届け出があるなら問題はないかと思いますが、届け出ではなくて4条の転用に該当するような土地であればですね、当然、無断で転用しているということで、始末書も必要だと思います。その辺はどうなんですか。
議 長	事務局。
事 務 局	はい。さきほど山本農業委員が言われた通り位置図を見たところ建物が見られますので213-2については申請者の〇〇さん及び〇〇書士にも確認を取りたいと思います。でまた、次の総会の時に報告させていただきます。
山 本 委 員	農業委員会の方に200㎡未満の届け出はされていないんですか。
事 務 局	そこまではお調べできてないので、そこの点も確認します。
議 長	毛利農業委員。
毛 利 委 員	議席番号12番毛利です。213-2の面積が131㎡なので200㎡の

	倉庫が建つとも思わんし、グーグルマップで見たらそれほど大きな倉庫ではなかったと思います。
議長	この案件につきましては事務局の方でよく確認してから、再度総会にかけることにします。中途半端な形で採決したくありませんので、次回ということで構いませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	この案件については今日のところは取り下げるということにしようと思います。
議長	続いて日程第3 議案第123号「非農地証明願について」を議題といたします。
議長	順位1番について、 ^{ひょうどうまさお} 兵頭正男委員より説明願います。
兵頭委員	議席番号6番 兵頭です。 議案第123号「非農地証明願について」、順位1番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第123号 順位1番 説明】
兵頭委員	3月12日に申請人、谷口農業委員、宇都宮推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第123号 順位1番 説明】
兵頭委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。これより質疑討論を行います。ご意見ございませんか。
議長	山本農業委員。
山本委員	議席番号2番山本です。非農地の認定につきまして5項目ぐらいあるかと思えます。その中で農地転用許可を要しない等過去に転用が行われた土地というのがありまして、それを議案の中の理由の中に書かれています。それはそれでいいと思うのですが、ただ漠然としてよくわからないのでこの理由の中に例えば、3つほど基準項目、具体的に言いますと耕作不適等やむを得ない事情、あるいは農地への復旧が著しく困難な事情、あるいは農政上特に支障がないと認められる場合、の3つの基準があるかと思うのですがこれはどれに該当するのですか。
議長	今、事務局それから山本農業委員と確認を取ったのですが、山本農業委員

	<p>が言われとるのはどれに該当するかということで、別に異議を訴えているわけではなくて、そのところが知りたいということでした。事務局の方はきちっとして次回総会の際に報告するというのでこの案件については賛否を問います。もしだめだということであれば挙手をお願いします。</p> <p>議案第123号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議のない方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	(挙手)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第123号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。</p>
議 長	<p>続いて日程第4 議案第124号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」を議題といたします。</p> <p>順位1番から30番までを一括審議し、順位31番から32番については該当委員退席後に審議します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。</p> <p>読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。</p>
	【議案書に基づき、議案第124号 順位1番から30番まで 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。
議 長	<p>ただ今、順位1番から30番の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。</p>
	(質問、意見等なし)
議 長	<p>ご意見もないようですので採決いたします。</p> <p>議案第124号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位1番から30番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。

		よって、議案第124号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位1番から30番は原案のとおり決定させていただきます。	
議	長	<small>やまもとのぶお</small> 山本伸男委員は退席願います。	
		<small>やまもとのぶお</small> (山本伸男委員 退席)	
議	長	それでは順位31番から32番について事務局より説明願います。	
		【議案書に基づき、議案第124号 順位31番から32番まで 説明】	
事	務	局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	ただ今、順位31番から32番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。	
		(質問、意見等なし)	
議	長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第124号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、 順位31番から32番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、 挙手をお願いいたします。	
各	委	員	(挙手)
議	長	異議なしと認めます。 よって、議案第124号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、 順位31番から32番は原案のとおり決定させていただきます。	
議	長	<small>やまもとのぶお</small> 事務局は山本伸男委員を呼んできてください。	
		<small>やまもとのぶお</small> (山本伸男委員 着席)	
議	長	それでは順位33番から60番について事務局より説明願います。	
		【議案書に基づき、議案第124号 順位33番から60番まで 説明】	
事	務	局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	ただ今、順位33番から60番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。	
		(質問、意見等なし)	

議 長	ご意見もないようですので採決いたします。 議案第124号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位33番から60番は原案のとおり決定することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。
各 委 員	(挙手)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第124号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による鬼北町農用地利用集積計画等促進計画(案)の意見聴取について」、順位33番から60番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議 長	以上で第33回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。
	議事録署名委員
	11番
	12番